

自動車分解整備事業者に対する回送運行許可の 台数要件の緩和について

自動車分解整備事業者に対する回送運行許可について改正がありましたので、主な改正概要をお知らせします。

主な改正概要

許可要件の緩和

現在、回送運行許可の貸与を受けるためには、「直近 6 ヶ月における月平均 20 台以上の車検台数」が必要であるが、この要件を試行的に撤廃し、「直近 1 年間ににおける臨時運行許可（臨番）による車検のための運行実績 7 回以上」のみを許可要件とする。

ただし、臨番を使用した車両を特定するため、臨時運行許可証の写し等の添付及び車検のために自ら分解整備を行った車両であることを証するため、当該車両の分解整備記録簿等の添付が必要である。

緩和措置後に回送運行許可を受けた事業者の当該許可の有効期間は、一時的に許可の日から平成 29 年 11 月末日（試行期間）までとする。

平成 29 年 11 月末日までに試行的な緩和内容や貸与した事業者の回送運行番号の使用実績等の妥当性について検証を行った上で、平成 29 年 12 月以降に新たな許可基準の施行を行う。

臨時運行許可の台数要件

臨時運行許可の台数要件として、車検のために車積載車で支局等へ車両の持ち込みを行った場合、臨番の使用実績 1 回と同等とみなす。

また、車検のため、陸送事業者へ依頼し支局等へ車両を持ち込んだ場合であっても、同様とする。

協業組合・協同組合の回送運行許可

現在、協業組合の員工場にあつては、自ら分解整備を実施していないこと、及び協同組合の員工場にあつては、組合の安定的な維持のために、車検を協同組合に依頼していること等により、許可基準を満たしておらず、回送運行許可の貸与は認められていないが、今般の緩和により、組合員工場であっても、臨番実績を満たす場合には、その他やむを得ない事情があると認められ、回送運行許可を受けられることとなる。

単独で回送運行許可を受けた組合員を除く組合員工場の臨番実績を合算した場合に、臨番実績を満たす場合には、当該組合が回送運行許可を受けられることとなる。なお、この場合、臨番実績を合算した員工場の数が10を超えるごとに番号標1枚を追加し、組合に貸与を受けることができる。

自動車分解整備事業者への回送運行許可の台数要件の緩和

現行の台数要件 許可実績: 約1,100事業者(平成28年3月末現在)

車検台数 ●車検台数が月平均20台以上 (直前6ヶ月)	かつ	臨時運行許可台数 ●臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上 (直前1年間)
--	----	--

台数要件の緩和 車検台数要件が厳しいとの声

○車検台数基準の試行的撤廃(平成28年6月1日より1年6ヶ月間)

臨時運行許可台数のみ ●臨時運行許可に基づく運行実績が7台※以上(直前1年間)

※その他の緩和
・臨時運行許可のほか、車載車・陸送事業者による輸送実績でもよい。
・協業組合又は協同組合の場合には組合員の実績の合算でもよい。

一方、回送運行許可は、運行要件(検査・登録)を満たしてなくとも、特例的に運行できる制度。回送運行許可が運行要件を満たさない自動車の不正運行に使用されないよう、適正な運用を確保する必要。

今後の方針

- 試行期間内に受ける回送運行許可に期限を付し、有効期間を一律に平成29年11月末日までに設定。
- その間に監査を通じて回送運行の実績や回送運行許可番号標の管理状況等を検証。
- 検証結果を踏まえ回送運行許可の要件緩和の妥当性等を判断し、平成29年12月に新たな許可基準を施行。

施行日 平成28年6月1日